

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2020-104015(P2020-104015A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2020-71419(P2020-71419)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月10日(2020.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御する制御基板と、

前記制御基板を収納する透過性を有する収納部と、

透過性を有する素材で形成され、前記収納部の異なる位置に貼付された第1シール及び

第2シールと、を備え、

前記第1シールに、遊技機に関する所定の第1名称情報が表示され、

前記第2シールに、前記収納部の開封に関する第1記入欄、第2記入欄が設けられ、

前記第2シールは、所定の加工が第1の模様と、前記第1の模様とは異なる固有情報を

含む第2の模様とにより形成されることで、前記第1シールよりも前記制御基板の視認性

が低いことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来、遊技機の制御基板を収納する基板ケースは、ケース部材を2つ組み合わせて構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

制御基板は、これらケース部材の制御基板収納部を組み合わせて形成される収納空間内に収納される（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2010-167124号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、従来の遊技機では、例えば、制御基板又は基板ケース等に対する不正行為が行われる可能性が残っており、当該不正行為の結果、遊技機本来の遊技性能が担保されないことで遊技者に正常な遊技を提供することが困難な虞があった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の目的は、不正を早期に発見可能とし、遊技者に対して正常な遊技を提供することである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

[適用例1]

上記課題を解決するため、本願の適用例1の遊技機は、遊技を制御する制御基板(501)と、前記制御基板を収納する透過性を有する収納部(1803)と、透過性を有する素材で形成され、前記収納部の異なる位置に貼付された第1シール(1561)及び第2シール(1560)と、を備え、前記第1シールに、遊技機に関する所定の第1名称情報が表示され、前記第2シールに、前記収納部の開封に関する第1記入欄、第2記入欄が設けられ、前記第2シールは、所定の加工が第1の模様と、前記第1の模様とは異なる固有情報を含む第2の模様とにより形成されることで、前記第1シールよりも前記制御基板の視認性が低いことを要旨とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、不正を早期に発見可能とし、遊技者に対して正常な遊技を提供することができる。